

# 訪問看護新聞 8月号



今回は、「**しょうがい**」という言葉について考えてみたいと思います。この言葉の表記方法については、医療・福祉従事者、関係省庁、地方公共団体、障害当事者団体、企業関係者、学識関係者、マスメディア等の間で幾度も議論が重ねられてきました。これは、日本国内だけでなく海外諸国でも、どのような言葉や表現が適切かについてのさまざまな意見が飛び交っています。現状の「**しょうがい**」の表記については、人物や団体によって「**障害**」「**障碍**」「**障がい**」「**チャレンジド**」等と異なっており、統一性のない状態になっています。

「**障害**」を表記する上で問題視されている「**害**」という文字は「**危害**」「**害悪**」「**阻害**」「**弊害**」などにも使用される通りの悪いイメージを連想され、人を呼ぶときに用いるべきでないという意見から理論的争点となっています。 「**しょうがい**」に対して悪い言葉を当てはめる意図などないはずが、結果として表記方法により悪い印象を与えているのも事実です。

差別的意味をしない言葉の表現とするためには、どのようにしたら良いのでしょうか？言葉と意味の相関関係について別の問題を取り上げて考えてみたいと思います。

昨今「**あだ名**」で呼ぶことを禁止する学校・教育機関があるとのことですが、その真意はいかなるものでしょうか？あだ名を禁じれば、いじめや差別がなくなるという理由からかと思われますが、あだ名で呼ぶこと自体が必ずしも悪い行為かといったら、その限りではありません。親しみを込める意味で呼ぶ「**愛称**」は、人間関係の距離を縮め、関係性を深めてくれます。また、ニックネームで呼ばれることによって、自身のキャラクターを表現する人も多くいます。しかし、コンプレックスや身体的特徴等を皮肉る呼び名は、相手を傷付けてしまうこともあります。呼び名とあだ名、愛称と蔑称・・・これらの相違は一体何から発生するでしょうか？差別に値するか否かはどのような意味を含んでいるかが問題ですが、もっとも重要なのは呼ばれている側がどう感じているかでしょう。

結局、どのように表記しようと根本的解決はせず、障がい者に向けられる意識や変えるべき環境などの社会的不利を解消しなくては何も意味を成しません。障害者権利条約にもあるように、障がい者の社会生活および参加の制限・制約をつくり出しているのが、個人の属性だけでなく、社会的障壁との相互作用によって生じるものです。よって、心身に障がいがあることによって不利益を被っているのではなく、障がいがあると生活しづらい社会によって不自由を被るのかもしれません。こうした社会の在り方を考えつつ、みなで適切な言葉を考えながら使用していきたいものです。